

特 100

516

大正赤心團

大正赤心團主義綱領

- 一、皇室を中心とし吾が國民精神の統一完成に力む
- 二、國體の尊嚴を危うする凡ての思想に對し其撲滅を期す
- 三、帝國憲政の穩健なる發達を庶幾す
- 四、黨派に偏せず一意國威の伸張を念とす
- 五、殖産興業の國家的發達に協力す

普選斷行非時機論

團長森健二著



始



特100
516



普選斷行非時機論

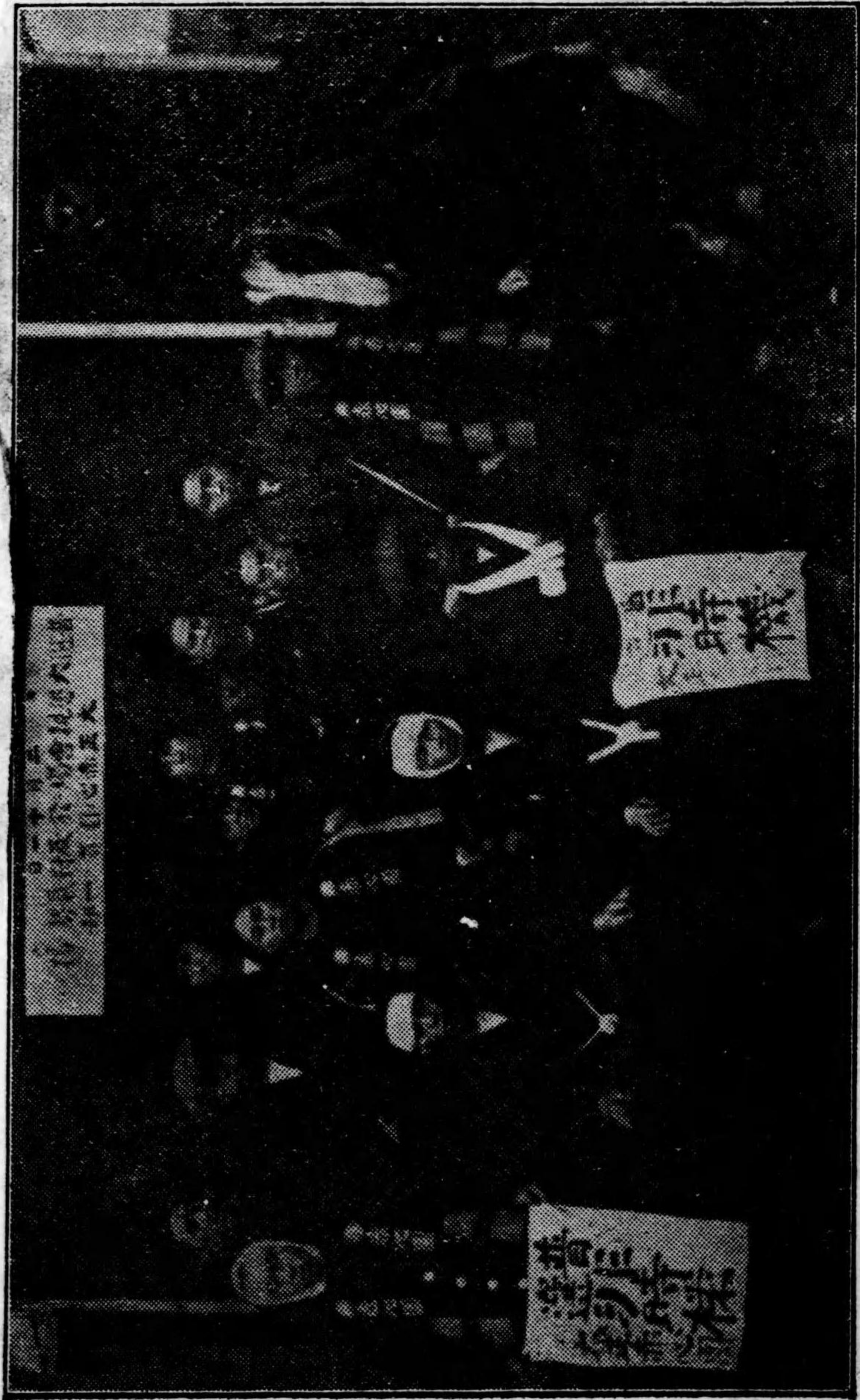
大正赤
心團長 森 健二

著者
大正 12. 2. 26
内交

序

吾輩は曩に普選斷行非時機論を草して我國現下の議會に於ける中心問題たる普選問題に就きていさゝか所信を述べて普ねく諸賢の御一讀を煩はしたり。

普通選舉なるものが理論上果して可なるか或は不可なるかに就ては今



馬の上は姿雄長森健二氏負傷せよ右より玉野加吉豊島武夫中森信四氏

日に於ては最早や議論の餘地はないのである。

苟くも今日自由に眞面目に現代政治を觀察するものにして之を不可なりと論ずるものは恐らくは一人も有るまい。否々之れを不可とする者の有り得べき筈はないのである。

然れども政治は全て之を行ふに時機がある。時機を度外視したる政治は決して之を善政なりと呼ぶことは出来ない。而して普選問題たる理論上の理想なる事は論を待たざる處であるが理論上の理想も此の時機を失しては之を實行上の理想と云ふことは出来ないのである。形骸が如何に完美して居つても魂の存在せざる政治は佛を造つて魂を入れざると同じく一の偶像に過ぎない。

然らば吾輩の時機とは何を云ふか。

それは吾人が普選を斷行するに當り充分なる用意訓練を體得し以て普選舉制を完全に運用し得るに至るの時機を云ふのである。

吾輩は吾人の大日本帝國を宇宙に永遠ならしむる意味に於て吾人の文

化を世界に建設するを以て唯一の目的とするものである。

近く議會に於て普通選舉法案上提せらるゝに當り一部爲めにせんとする政治家並に煽動者は此機を利用して善言美語を高唱し有らゆる詐術を弄し善良なる國民を欺瞞しその飽く處なき欲望を満足せしめんとして居るのである。之れ實に國家危急存亡の秋である。

吾輩は之を拱手傍觀するに忍びず茲に更に一書を草して普ねく江湖に分ち民衆の良心に訴へ眞の輿論を喚起し以て憲政有終の美を濟さんとする者である。

乞ふ幸に吾人の叫を聽け。

政治の進化

政治上の制度は全て人間の意志の發動に依りて起り而して之れが進歩發達は全て人間の思想の進歩發達に俟たねばならぬ。

従つて人間の意志の存在せざる處に政治上の制度の存在する理由はな

5。
意志ありて初めて存在しその活躍によりて政治上の文明を誘導するものであつて人間意志の静止せる間に於て自然に進歩發達し完成するものではない。

試みに眼を開きて一度世界の政治史を見よ。古代の貴族政治寡頭政治の時代より現行の政治に至る迄の變遷極まりなき之れ實に人間文化の永遠極まりなきを示すものである。

即ち政治其物は其時代思想の表現である。潮流である。而して如何なる時代に於ても如何なる英雄も如何なる巨人も未だ其時代の思潮に逆行して之を征服したる者あるを聞かぬ。遠くは血醒きフランス革命近くは歐洲の大戦亂之れ實に好個の生ける證明ではないか。思潮は流れ〜て數千年其間に於て幾多の變遷を通過して吾人は遂にデモクラシーの潮流に棹すに至つたのである。

吾人は生れながらにして平等の人間である。苟くも人と生れて貴賤の

差別のあろう筈はないのである。「富貴に對して卑々相下るが如くんば之れ人に非ざるなり」と碩學カントの叫べる實に快心の語ではないか。

デモクラシーの力民衆の力民衆意志の力によるに非ざればそこに自由もなく國家もなく社會もなく個人もないのである。

即ちデモクラシーの力民衆の力民衆意志の力こそは政治をも社會をも悉くを支配する時代とはなつたのである。

民衆の聲を聞かずして其處に何の社會があり政治があろうか。

民衆の聲には經書の色があり民衆の叫びにはバイブルの文章が流れて居るのである。

遂に吾人は普選問題にまで到達したのである。現代デモクラシーが選舉制度に對する要求は財産上の資格徹廢の他選舉權行使に對する制限年齢の低下婦人參政權犯罪人破産者に對する除外徹廢軍人僧侶教育家に對する選舉權の附與選舉權行使の條件として定められたる選舉區内に住居する年限の短縮等である。

今之れにつきて各國の現状を見るに米國は勿論佛國白國伊國に於ても已に悉く普通選舉制を採用し着々その成績を發揮して居る。

尙獨逸英吉利に於ては已に——之れが實施によりて完全に男子に對する選舉權問題を解決し今や正に歐米の文明國と稱し得る國々に於て之れが採用を拒む者あるを見ざるの形勢になつて居る。

翻つて之を吾國の現状につきて見んに果して如何であるか。

吾國に於ても時勢の進展に伴ひ選舉權擴張の必要を感じ屢々之れを計畫實施せしも嘗て明治四十三年に上提せられたる普通選舉案の衆議院に於て可決せられたるの他全て選舉權運動は其一部分的制限の緩和改正の外に出なかつたのである且つこの衆議院に於て可決せられたる普選案も貴族院に於て否決の憂き目を見たのである。

近世人智の發達に伴ひデモクラシーの思想は遂に前述の選舉權の制限の不合理を摘發し宜しくこの制限を徹廢し普通選舉を實施すべしと要求する迄に目覺めたのである。

已に述べし如く理論上普通選舉の是非に就ては議論の餘地はないのである。

然らば何故に吾國に於ては未だ之れが實施を見ないのであるか。之れ吾輩が諸君と共に專意之れが研究をなさんとする所である。

普選即時斷行の可否

普選に對する民衆の叫びは不斷の進行曲となつて今期議會を迎えた。徒らに聲のみ大にして實行の少しも之れに伴はざるを常とする我國の政界も近時普通選舉を以て單なる政争の具民衆煽動の具に供するが如き不眞面目なる態度を棄て、民衆の輿論輿論の勢力に目覺めて來た。而して何人も現代の政治を眞面目に觀察して一人として普通選舉の不可を叫ぶ者がないまでに進行して來たのである。

然らば何の理由ありて吾國に於ては未だ之れが實施されて居ないのであるか？

民衆も政黨も將又政府も已に一樣に普選制を肯定しながら尙之れが實施を躊躇して居る理由は何處にあるかと諸君は反問するであらう。之れ吾輩が茲に最も慎重に本問題を研究して賢明なる諸君に訴ふる所以である。

按ずるに歐洲の大戦亂一度その終局を告ぐるや世界的經濟界の大不況の怒濤は遂に吾國をも其の渦中に引入れてしまつた。而して目下吾國經濟界は日に月にそのドン底に陥り何れの時に再び水平面上へ浮び上ることが出来るかを豫期することが出来ない實に重大なる時期ではないか。のみならず物價の研調未だ全からず事業の委靡縮少其極度に達し失業者の續出社會勞働問題益々複雑なるものあるに加ふるに戦後海を蔽ふて來襲する危険思想は吾國經濟界の不況思想動搖の間隙を覗ひ遂にその魔手を以て吾が善良なる大日本帝國國民を赤化し去らんとして居るではないか。

苟しくも國家を愛する忠勇なる國民として一度眼を此處に致したなら

ば之れを以て國家の危期なりと憂惧せない者は一人もなからう之れ吾輩が孔明の語をかりて之れ實に國家の危急存亡の秋なりと憂慮する所以である。

この國民生活の不安全にして國民思想動搖し徒らに騷擾を惹起せんとするの惧ある時に當り普選を即時に斷行したならば果して其結果は如何であらうか。

之れ即ち普選即時斷行論と尙早論との岐るゝ處である。

吾輩は吾輩の論を進むるに先ちて姑く普選斷行論者の云ふ處を傾聽して以て之れが論駁を試みんとす。

普選論者の云ふ處を見るに第一に普通選舉を斷行せば社會の秩序を紊亂し又數千年來の吾國の良風美俗を破壊するが如く考へて居るものがあるが之れを靜かに考へて見るならば之れ實に大なる誤解である。普選を即時斷行せしめんとするは一日も速かに吾帝國の立憲政治の基礎を確立しのみならず之を一層鞏固にせんとするの一念あるに過ぎないのであ

る。この鞏固なる基礎あり而して此上に百般の制度を今日の時勢に最も順應する様に改革せねばならぬ。

然るに歐洲戰亂の後を受けて歐米の新思想が潮の如くに流入し時には吾國情に不適當にして危険なる思想も少なくない。此の如き思想に對しては吾々は善は進んで之を採用し惡は斷然之を排斥するの積極手段を採らなければならぬ。

然るに吾政府當局者の思想問題に對する態度は果して如何であるか。労働問題に關しては何事か爲めにする所あつてか徒らに資本家階級に加擔し一も之れに對して考慮を拂ひたる事實あるを見ない。

その爲す處一として現代時勢に順應したる政策あるを見ないのである。

此の如く姑息なる方法を以てしては到底沛然として流入する歐米の新思想と調和融合する筈なく必ずや遂に恐るべき新舊思想の衝突を惹起し我國三千年の良風美俗を破壊するに至るべく其結果として來るべき何物

かを觀察せば吾人は轉々戰慄を禁じ得ざるものがあるのである。

然らばこの現時流入する歐米の新思想との調和を計らんとするには如何なる制度を必要とするか。普通選舉制度の實施即ち之れである。普通選舉を斷行して六千萬同胞に其の參政の權を與へ而して國民をして國家に對する責任觀念をその双肩に荷はしむることは最も重要緊急を要する事である。

昨今直接行動を敢てせんとする過激思想を抱く人々の日に増加するの傾向あるは一に之れ不合理なる政治より來たる結果に外ならないのである。而して斯かる不合理なる政治が持ち來たる結果として殷鑑遠からず之を露國の現狀に就きて見るにその爲政者の壓制暴政に苦しめられたる露國々民は一度之れに極端なる共產主義の思想を注入せらるゝや彼等は敢然として立ちて「ザー」を殺害し革命の狼火は燎原の火となりて國內の全てを赤化し盡し遂に今日の如き暗黒時代を演出したではないか。之れに反し革命なる文字より聯想尙去らざる佛國の現狀を見よ。

國威益隆昌にして之れに如何なる過激思想危険思想を注入して之れを煽動惡化せんとすとも尙決して此の如き過激なる思想の傳播したるを見ぬではないか。

之れ即ち佛蘭西國民が國家は國民の國家なりといふ責任觀念を其双肩に荷つて居るが爲めに外ならないのである。

故に吾國に於ても深くこゝに鑑み皇室と國民との關係を益密接ならしめ而して國民をして益誠忠愛國の觀念を旺ならしめなければならぬ。而して國家の基礎を益鞏固にして世界の大勢に順應せなければならぬ。

之れが第一の急務は即ち多數國民を政治に參與せしめ危険思想を防止し我國傳來の良風美俗を維持し以て「萬機公論ニ決スベシ」との御聖旨に頼りて茲に普選を即時斷行せなければならぬ。

第二は一部爲政者は普通選舉を実施するは尙ほ其機に非ずとして居るが之れ實に愚も甚しいものである。今日に於ては普選問題は最早や調査研究の時ではない。已に實行の時である。然るに普選實施の前提として

先づ府縣制市町村制の改正を行ひ而して漸次選舉權の擴張を行はんとするが如きは究極すれば未だ吾國民が普選を実施するの資格が足らぬといふものであつて之れ實に吾國民を政治的智識低級なりと侮辱するの甚しいものである。

然し乍ら吾人は吾國民の政治的智識は決して尙早論者の云ふが如き低級なるものであるとは信じない。否々已に普選實施に充分なる智識を具備して居るものであると確信する。

國民の輿論を代表する權威ある新聞紙上に於て已に熱心に普選斷行を提唱して居り又院外にありても之れが要求の聲盛にして普選に反對する者は國民の公敵なり普選の實施を阻止するものは國家憲政の敵なりと絶叫して居るではないか。

之れ即ち國民が已に普選の實施を要求する聲に外ならないのである。古より國政を完全にし國民福を増進せんとするに當りては常に國民思想の傾向を審かにせねばならぬ。國民一致の態度が最も必要である。

而して普通選舉こそは國民多數の意志の歸嚮である。

今や吾國は華盛頓會議終了後太平洋上に於ける地位は吾國民をして自覺發奮の一大決心をなさねばならぬ重大なる時機に到達したのである。此の國家重大なる時機に當りて國民の大決心即ち國民總動員の準備が要求せらるゝのである。而して國民總動員の準備とは何であるか。普選の斷行即ち之れである。

而して之れに賛するもの曰く普通選舉實施運動を以て單なる野心家煽動政治家の煽動によるものなりとするものもあるも之れ誤れるの甚しいものである。

吾々は國家組織を肯定し所有權の組織を肯定すればこそ選舉權を行使し之れによりて法律を造り以て自ら之れに服従せんとするのである。而して近時國家と個人との關係益密接となり國家の發達が即ち國民の充實である。

而して國民の間に選舉權擴張の要求があれば國家は之を拒むことは出

來ないのである。

次に財産制限撤廢の要求は積年民間に於ける要求である。然るに之れに對しては明治二十二年制定せられたる十五圓以上なりしものが後十圓以上に低下し尙最近大正八年第四十一議會に於て三圓以上に低下し漸時選舉權の擴張改正を見るに至りたるも未だ全く之れを撤廢することが出來ぬのである。

此の如くにして縦令選舉權が漸時擴張せらるゝとは雖も尙ほ未だ選舉權を財産によりて制限するの決果として買収干渉及び戸別訪問等の如き請託の方法盛んに行はれ一つの選舉ごとに數千件の選舉法違犯事實發生し到底立憲政治の美果を擧ぐる事の出來ない實狀である。此の如き犯罪の發生は要するに選舉權制限によりて行はるゝ選舉運動なるを以て即ち小數選舉權者によりて行はるゝが爲め此の如く大を算するものであつて之れが擴張により之れが制限撤廢によりて行はれなば選舉運動廓清は期して待つことを得るは明白の理である。元より選舉權を財産の多寡に

よりて制限するが如きは實に吾人の人格を無視したる制度と云はねばならぬ。

故に宜しく現行の如き選舉權の擴張改正を以て足れりとなさず百尺竿頭尙一步を進めて今日即時普選を斷行して以て選舉界の廓清を圖るべきである。

又現在の政治は民衆の政治である輿論の政治である而して普選斷行の要求は國民の輿論である。民衆の聲である。故に普選の即時斷行は即ち輿論政治民衆政治の理想の實現である。而して普選實施を尙早なり非時機なりと論ずるものは之れ憲政を逆轉し現代思想に逆行せんとするものであつて實に輿論政治の反逆者であり民衆政治の仇敵である。

普通選舉こそは實に國民生活の安全瓣にして國民の安寧幸福の金城鐵壁であつて之れが即時斷行は即ち國家百年の大計の樹立である。故に今日最も緊要とする處は即時普選を斷行し現存の議會を解散し而して普通選舉に依りて選出されたる國民代表者によりて今日の生活問題社會問題

外交問題を整理し以て時局を收拾するにあるのである。

此れ即ち今日普選を即時斷行すべしと論ずる所謂普選論者の論旨の大要である。

其の説く處は純理論の理想である。文章秀麗にして壯大である。

然しながら苟しくも今日政治を論ずるものにして純理論を以て必ずしも政治の理想でないといふ事を知らぬ者は一人も無かるう。

事理如何に徹底しその言ふ處如何に壯なりと雖も實際政治の上に立脚して論ずるに非ざれば吾人は之を一笑に附する價值なき論と云はねばならぬ。文章の秀麗何かあらん。

吾々は事實上の眞理に立脚して之を辯駁せん。吾人は普選論財産制限撤廢といふが如きことが漸時世論となりて其勢を加へつゝある事を強ひて拒まんとするものではない。

成程吾人は之れ等の世論が漸時旺盛となりつゝある事を肯定するが元來政治上に於て全ての機會に於て吾人が認むる如く政治の實行は常に必

ずしも理論上の理想とは一致せないものである。

我國の現在に於て普選斷行の主張は或一部の政治家によりて現代に最も適したるものとして主唱せられて居るとは雖もそれは大體に於て理論上の理想である。而してこの理論上の理想は之れを實現せんとする責任觀の上に於ては必ずしも一致すべきものではない。

諸外國の憲政史を調するに選舉權の擴張は常に必ずしも純理論の上に行はれて居るものでない。勿論理論より超越して之れを行ふことは出来ぬけれども凡そ之れを行ふ場合に於ては其國家の其當時に於ける特殊の事情に促されて居ることは勿論である。

我輩は普選論者の云ふが如く理論上の理想を直ちに現實に行はんとするが如き早計を笑ふと共に此の如き無責任なる行動に對しては斷じて同意する事は出来ない。

現在我國に於て普選論を唱ふる者の中に於て婦人に對して男子と同様な選舉權を與ふべきを容認し之れを要求したるものあるを聞かず。之

れ即ち現在に於ける吾國の國情婦人の個人的情勢家庭の關係等の實際事情の上に於て未だ吾國の婦人に選舉權を附與すべき時機に非ざる事を無言にして而かも雄辯に許容して居るに外ならないのである而して普選論者にして已に此の如し。吾人が男子に對して吾國情に鑑みて相當參酌考慮するは決して不合理ではなくむしろその責任觀の上に於て當然のことである。

今日選舉權の擴張を唱へ普選の斷行を唱ふる者は之れが實行は國民の希望である事が明白なる以上之れが斷行即ち國民全部に參政の權利を與ふる意味に於て實に吾國憲法の制定されたる當時國民に下し賜へる御聖旨「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ」。又「官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲヨ」と仰せ玉へるに遵ふ所以であつて今日尙此論に反對せんとするが如きものは聖旨に背する不忠不義の逆臣なりと非難するが如き不謹慎なる語を敢てするものあるが之れ實に我等忠良なる臣民

の軽々しく看過すべからざる暴言である。

苟しくも聖旨を引用せんとするには最も慎重謹謙の體度を以つてせざるべからず。理議果して何れにやりや未だ計り難き時に於て濫りに聖旨云々を説くが如きは大なる不謹慎と云はねばならぬ。

吾輩が喋々するまでもなく曩に憲法制定せらるゝに當り明治八年吾々臣民に下し賜へる詔書の中に於て「汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故に慣ル、コトナク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコトナク其レ能ク朕ガ旨ヲ體シ翼賛スル所アレ」。と仰せられたる更に又明治十四年の勅諭に於て「朔惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速カナルヲ競フ浮言相動シ竟ニ大計ヲ遺ル是宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スベシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ時變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラバ處スルニ國典ヲ以テスベシ」と言はせられたる之れ實に先帝が吾等臣民の輕舉盲動を戒しめ給へる御聖旨に外ならぬのである。

然るにこの聖旨を無視して輕舉盲動を事とし自己の欲望の遂行に日も

之れ足らずして尙ほ我等忠良なる臣民を賊臣呼ばりをなすが如き輩は宜しく此の聖旨の存する處を恐察して正に慚死すべきである。

又普選論者の中には吾國の如き財産制限の存するは他にその比類を見ず。之れ吾國が今日尙未だ諸外國に比し文化の劣等なるを表明するものにして實に國家の一大恥辱なるが如き言辭を弄する者あるも吾輩を以て之を言はしむれば之れ海外政治の事情を解せざるの甚しきものにして彼の英國に於ては一般選舉區の選舉權の條件として年收十磅以上の營業所を專有すること又年收五磅以上の土地建物を專有すべきことの制限が今尙存在し佛國に於ては選舉人名簿登録の條件として直接稅納稅者なる制限を尙存して居るではないか。のみならずアメリカの各州の現行法に於ても直ほ多く此の制限を存するを見るべし。

之れを以て之れを見れば彼等の言ふ處只に世界各國の政治の實際に通ぜざるのみならず吾國に尙ほ財産制限の存在するを以て之を國辱なりとなすが如きは其論據果して何邊にありや吾輩を以て之を評せしむれば之

れ盲人のタツ言と云ふの外はないのである。

勿論吾輩は今日の選舉權の實狀に満足するものではない。

諸外國に於て人口と有權者との比率は勿論吾國のそれに比して遙かに大である。

然しながら吾國に於ける比率の少なるを以て直ちに吾國の選舉權に財産的制限あるの結果なりと斷定するは餘りに早計である。

此點に就ては各その國情の然らしむる處であつて尙ほ大に研究の餘地ありと吾輩は考へる。言ふ迄もなく自治の發達は直ちに他の參政權行使の上に於ての智識の標準となるは勿論であるが吾國の今日の實狀を見て確實なる、自治の狀體として満足なりと云ふ迄には尙ほ前途相當の時間を要することは明かなる事實であつて之れ爲政者の大に責任を以て考慮を要する處である。

普選論者の言ふが如く現代は正に輿論政治民衆政治の時代であつて普選實施は國民の聲であることは理論上何人も之を否むことの出來ない事

實である。然しながら現時の吾國に於て之れが即時斷行は果して民衆の聲であらうか。國民の輿論であらうか。

そもく輿論とは何ぞや。

輿論とは民衆人格の意志の發動である。

民衆人格の意志の發動する處に初めて輿論が生るるのであつてこゝに民衆の聲が聞かるるのである。

然らば彼等の云ふ處果して眞であらうか。

吾輩は大に之を疑ふと共に彼等が輿論なりと云ふは如何なるものであるかを聞きたいのである。のみならず吾輩は彼等を以て輿論の何たるかを解せざるものであると斷ずるのである。彼等は議場に於て喧騒するを以て輿論とする輩である。彼等は無職無頼の徒を糾合して市中を御祭り騒ぎをなして横行し官憲の厄介となるを以て輿論と心得る輩である。

輿論の何たるかを解せずして普選即時斷行は國民の輿論である民衆の聲である。神の聲である。と然かも得々として特更に聲を大きくして國

民を欺瞞せんとするその厚顔無恥無能これを愚と云はんで何をか愚と云はうか。

而かも其心情の陋劣なる唾しても尙ほ足らぬのである。

のみならず彼等が輿論なりとして絶叫したる普選案は遂に吾等の代表者たる議會に於て否決されたではないか。

我々は代議制度を容認する限り議會に於ける決議を以て國民の意志なりと斷ずるに躊躇しないものである。

彼等が云ふ處如何に之れを高唱すとも到底事實の前に躓かねばならぬのである。

元より彼等は輿論の指導者なりと自負すると雖も要するに普選問題を好餌として自己の貪欲を満足せんとする輩である。奸商より珍品五個を有り難く頂戴して自己の主張を左右にし政治家の節操を金品によりて賣却するの徒である。故に彼等の主張する處殆んど一定確固たるものなく其時と處に於て變轉極まりなくその行動たる正に醜業婦の朝に吳客を送

り夕に越人を迎ふるの行爲と異ならないのである。

本年度議會に於て近く普選案の上提せらるゝに當り彼等は再び普選斷行宣傳大示威運動を行ふ由已に其日程諸般確定したりと聞く。

示威運動大に可なり。

然れども政治の何たるかを解せざる煽動者政治家の節操を金品によりて賣却して尙ほ恥ずる事なき彼等似而非政治家之れによりて爲にせんとする徒市井無頼の徒の集團に過ぎない運動が果して何の効果があるるか。

要は只自己の愚を天下に公表するに過ぎないのである。

彼等が此運動をなすに當り最も恃みとせる労働者の大團體は國家に對する自己の責任を自覺し彼等の不誠意無定見なる政治運動に参加するは即ち吾が神聖なる國體を遂に恐るべき革命に導くものなる事を自覺したり。

而して全國各種の労働團體は忠君愛國の念止み難く茲に大正十二年を

迎へ普選問題再び議會に上提せらるゝに先立ち大同團結して爾後斷然かゝる普通選舉運動に参加せざる事を議決せり吾輩は不良政治家或は煽動者の行動に對して戰慄すると同時に自覺せる労働者諸君の決議に對して満腔の感謝の意を表するものである。

政治其物に對する智識最も稀薄なりと推せられたる労働者にして已に此の態度を表示して居るではないか。吾々は普選斷行を叫ぶに先ち先づ彼等不逞の徒の搏滅を計らなければならぬのである。

彼等は此の如く已に労働團體の指彈を蒙りしのみならず一般民衆の同情をも失つて居るのである。然るに尙之れに反省する處なく之れが示威運動を敢行せんとして居るのである。試みに彼等が之を敢行せんとするに當りその悉りたる手段を見よ。

彼等は普選運動を行ふに當り運動の形體上その頭數を大にするの必要を感じた。

然し乍ら前述の如く労働團體及び國民の殆んど至ては彼等の運動に直

ちに雷同參加するにはあまりに賢明にして健實であつた。

彼等は已に己に民衆の同情を失したのである。彼等は窮餘の策として労働者を金員を以て買収雇傭せんと思立つたのである。

打續ける經濟界の不況事業の縮少の餘波を蒙りて失職漂浪せる自由労働者は各所に散在して居る。

彼等は之れに着目したのである。

住むに家なく食ふに食なく彼等失業労働者は政治の何たるかを解せざる普選の何たるかを解せざる徒である。最も金錢に喝望せる輩である。

彼等はこの弱點に附け入りて金錢を以て之を誘ふ事を忘れなかつた。遂に之を一日二圓若くは三圓にて買収せん事を企てたのである。之れに誘はるゝ労働者それ自身にとりても普選果して是なるか否なるかは解せざるも現在に於ては一日に二圓乃至三圓の賃錢を收得するは容易の事ではなく此運動に参加せば直ちに己の喝望を充たし得べきを以て彼等の好餌に誘はるゝまゝに之れに参加することゝなりたりと聞く。

然らば彼等は參加勞働者一人當り二圓若くは三圓の賃銀を以て勞働者を
買収せんとして居るのではないか。

現行の選舉制度の不備腐敗を唱ふる彼等にして公々然とこの醜行爲を
敢てせんとして居るではないか。然かも犯して恥なきの彼等小人輩は之
れを知りてか知らずにか普通選舉即時斷行を叫んで居るのである。

ア、危い哉……………

彼等に普選を與ふるは尙ほ狂者に斧を與ふると撰ぶ處はないのであ
る。

どうして吾々は枕を高くして彼等の手に普選を委して置くことが出來
ようか。

彼等がかゝる犯罪を敢てして迄も之れによりて人數の大を獲得し以て
己の主張を高唱して之れを輿論なりと叫ばんとして居るのである。然れ
ども輿論とは決して個人の意志の堆積ではない。素より全ての個人なく
して輿論なるもの有り得べからずと雖も私論は如何に無數に連ぬるとも

永遠に私論であつて決して輿論と云ふ事は出來得ない。

況んや意志なき個人の集個をや。

その非なる目を見るよりも明かである。

彼等又曰く國民思想の動搖は普選の即時斷行によりて之を安全に導き
國民の安寧幸福を増進し得るものであると。

吾々が普選を容認するは只その純理論に於てのみである。形體の上に
於てのみである。

其實施の上に於ては現今吾國情に於て到底許すことの出來ない惡政で
あると叫ばざるを得ないのである。況んや普選はその體形に於てすらも
彼等が無條件に許容するが如く萬能なる物ではない。國民に於て之れが
實施に對して充分なる用意が完全されたる上に非ざれば何等の効なきの
みならず却つて之を毒するの甚しきものである。

彼等は一も普選。二も普選。普選を唱へざれば眠ることの出來ざる神
經衰弱病者である。

普選病者である。彼等は「ヂヤスターゼ」の奇効を過信して之れを腦病患者にも施さんとして居る愚人である。腦病を癒さんとして肛門病院に至りて治療を受けんとする狂人である。吾々は最早やかゝる病人と同日に語るの必要はないのである。

此の如き國民思想動搖の時に當りては普選論の如き暴論は斷じて耳を藉すべきものでない。吾輩は此憲法附屬の大典が單なる私利利慾のため

に翻弄せらるゝ事は國家のため最も悲しむべき現象であると考へる。普通選舉速時斷行は現在吾國の國情として斷然許すべからざる制度であつて若し之れを斷行するに於ては遂には吾國家の存在をも危くするものなる事を斷じて憚らない。

吾輩は遂に吾國家を愛するの赤心制し難く廣く世上思想の趨勢を觀察し而して吾國に於ては今直ちに普選を斷行するの期に非ざるを察し淺才をも顧みず國民政治觀の指針たらしめんとして茲に再び普選即時斷行非時機論を唱ふるものである。

幸ひにして諸君の御賢讀を仰ぎ御共鳴を得ば之れ唯に吾輩の幸福のみならず實に國家の前途は萬々歳である。

論を結ぶに當りて

扱て吾輩は已に普選即時斷行は其時機にあらずと斷定したり。然らば何れの時を以てその時機なりとするか。

吾輩は筆者の責任として之れを説かん。

吾輩は此時機を明日と云はず又明後日と云はず。歐洲戰亂の瘡痍全く去り而して國民が普選の運用を過たず國民思想全く安定したる日を以て斷行の期といふのである。

而して我輩は普選實施の第一事實として先づ普選教育に憲政政治の内容を徹底せしめ一般民衆に選舉權の意義を徹底せしむべく先づ國民教育の改善から出發しなければならぬ事を附加して置く。

而して諸君と共にその實施の日一日も早からんとを祈つて筆を擱く。

今議會に於ける普選案の運命

第四十六議會に於ける普選案の運命如何。

凡そ吾人は代議制度を容認する以上政治に對する國民意志の代表者は國民より選出されたる代議士であることを否定する事は出来ぬ。

而して議會に於ける決議は全てこの代表者の多數によりて決せらるゝものであつて之れ即ち國民意志の實現である。

吾々が目下我國の政治問題中最も重大視せねばならぬことは普選の問題である。

吾輩は前項に於て本問題に對して卑見を陳べ普く諸賢の御參考に供したが果して普選案の運命や如何。

吾國政治團體は大凡次の三である。

政友會憲政會革新俱樂部これである。

今普選に對する各派の態度を見るに普選斷行を主張するものは憲政會

革新俱樂部及び無所屬の一部にして之れに反するものは政友會である而して議會に於ける勢力は普選派に屬するもの約百五十名之れに反するもの約二百八十名である。

然らば今議會に於ける普選案の運命は普選斷行を尙早なりと云ふ政友會の主張によりて否決せらるゝ事勿論にして國民は普選斷行を其機に非ずとなすものなる事亦一目瞭然である。

然るに普選を喰物にせんとする似而政治家煽動者は國民の責任を没却し市井無頼の徒を集め普選促進懇親會の名目の下に只騷擾のみを事とし以て殊更に人心を動搖せしめんとす之れを國賊と云はずして何をか云はん。

見よ見よ彼等が主催せる二月十一日の大會も赤心燃ゆる吾等同人の氣勢と自覺せる國民多數の後援とによりて遂に粉碎し盡されたではないか。

然るに彼等不逞の徒は尙ほ彼等の欲望を恣せんとし普選案上提を期し

或は議會を威赫し或は社會の秩序を亂さんとす。

然れども健然なる國民並に吾等の代表者は外に社會の秩序を擁護し内は議場に於て飽く迄も吾等國民のために奮闘せらるゝ事以て期すべきである。

果せるかな普選案の運命は已に議會に於て其運命決せられ吾等國民の意志は確立さるゝのである。

吾々は普選案が吾人の主張する處に反せず今議會に於て否決せらるゝの運命にあるを喜ぶと共に彼等不逞の徒の不法なる行動に對しては吾等本來の主張により死を決しても戦はねばならぬ。

願はくば吾等同人と志を同ふする者は來りて吾等と其行を共にし吾憲政を害さんとする似而非政治家煽動者の膺懲に力められよ。

■本所ハ大正十一年四月開設

◆横暴ナル資本家ノ壓迫ニ苦シム労働者諸君ハ來レ

◆憂國ノ士ハ來レ

◆勤儉努力ヨク労働ノ本旨ヲ盡サントスル人ハ來レ

労働者無料宿泊所

◆ナマケ者ハ一切來宿ヲ拒絶ス

■本所ハ眞面目ナル労働者諸君ノ味方ナリ

東京市深川區平久町二ノ九

大正赤心團労働者無料宿泊所

291
349

發行所

深川區平久町
二丁目九番地

大正赤心團本部

不許
複製

印刷所

日新印刷株式會社
京橋區新富町三丁目二番地

著者 森 健 二
發行兼 渡 邊 祐 治
印刷人 深川區平久町二丁目九番地

大正十二年二月八日印
大正十二年二月十一日發
大正十二年二月廿五日十版印刷發行

(非賣品)

！ へ 者 團 入

のるすとんせに共を誓し賛を領綱義主の團本
したれ込申團入りよに書端く如の記下は士

入團申込書

本籍地 何府縣何郡何村何大字何何番地
現住所 何府縣何郡何村何大字何何番地

姓 名

生年月日

右入團申込候付御承認相成度候也

大正十二年 月 日

姓

名

大正赤心團長

森 健 二 殿

主張の前に

今や過激思想天下に彌漫し國民多々其分を忘る、此時に當り一部煽動政治家普選實行の急を叫び以て政憲爭奪の具に供さんとす

大正赤心團

吾人は徒に俗論に媚びて輕舉盲動國家を危態ならしめんとする賣名奴に對し正義の鐵槌を下さんと欲するものなり

金名譽に命を要する

終